

令和5年2月3日付け新潟県規則第3号（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則）

4ページの「一週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの」は「1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」の、「常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの」は「当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」の誤り。